

ロ 夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(6) 看護補助体制充実加算1の施設基準

看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する十分な体制が整備されていること。

(7) 看護補助体制充実加算2の施設基準

看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する体制が整備されていること。

十四 地域加算に係る地域

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域

十五 看護・多職種協働加算の施設基準

(1) 当該病棟において、一日に患者に指導及び診療の補助を行う看護職員及び他の医療職種の数、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 急性期医療を担う病院であること。

(3) 急性期一般入院料4又は急性期病院B一般入院料を算定する病棟であること。

(4) 次のいずれかに該当すること。

イ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの特に高い基準を満たす患者の割合に係る指数が二割八分以上であり、かつ、一定程度高い基準を満たす患者の割合に係る指数が三割五分以上の病棟であること。

ロ 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの特に高い基準を満たす患者の割合に係る指数が二割七分以上であり、かつ、一定程度高い基準を満たす患者の割合に係る指数が三割四分以上の病棟であること。

(5) 当該病棟の入院患者の平均在院日数が十六日以内であること。

(6) 当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が八割以上であること。

(7) 常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

(8) 当該病棟において各医療職種が専門性に基づいて業務を行う体制が整備されていること。

(9) 病院の医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。